

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、「（仮称）ホスピタリティ創学拠点整備事業に係る配慮書」が提出されましたので、条例第15条第1項の規定に基づいて、次のとおり公告するとともに、配慮書を縦覧に供します。

平成27年12月21日

京都市長 門川 大作

1 代表事業者の氏名及び住所等

(1) 事業者の名称

学校法人 大和学園

(2) 代表者の氏名

理事長 田中 誠二

(3) 主たる事業所の所在地

京都市中京区河原町二条下る下丸屋町396番地の3

2 その他事業者の氏名及び住所等

(1) 事業者の名称

社会医療法人 太秦病院

(2) 代表者の氏名

理事長 加茂 久樹

(3) 主たる事業所の所在地

京都市右京区太秦帷子ノ辻町30

3 対象事業の名称, 種類及び規模

(1) 名称

(仮称) ホスピタリティ創学拠点整備事業

(2) 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

(3) 規模

延べ面積 約20,000㎡

(4) その他

対象事業には, 相互に関連する2つの事業が含まれています。

4 配慮書の縦覧の場所, 期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(2) 縦覧の期間

平成27年12月21日から平成28年1月20日まで(土曜日, 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(4) 配慮書のインターネットを利用した閲覧について

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから, 配慮書を閲覧することができます。

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000191678.html>

5 その他

当該事業は、条例第45条第2項の規定に基づき、代表事業者が環境影響評価手続を行っています。

(環境政策局環境企画部環境管理課)